

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-4
提出年月日	令和5年5月9日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-1	1-1) a.に、B-アニュラス排気ダンパの開操作をユニハンドラ装置による遠隔手動操作から、窒素ガスポンベによる開操作に方針変更したことを追記した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-1	1-2) a.の「別添1 3. 添付資料 3.6 酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえた対応について 添付4中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員について」の参照ページを以下のとおり適正化 (旧) 比較表p26-別添1-135 (新) 比較表p26-別添1-140	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-1	1-2) b.の「別添1 3. 添付資料 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響」の参照ページを以下のとおり適正化 (旧) 比較表p26-別添1-102 (新) 比較表p26-別添1-104	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-1	1-2) d.について、以下の追而項目2件を追而解消に伴い変更した。 (旧) ・「別添1 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加(追而)【比較表p26-別添1-18】 ・「別添1 図2.1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ」内に地滑り発生箇所の画像イメージを追加(追而)【比較表p26-別添1-19】 (新) ・泊発電所周辺の地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲における外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等以外の安全施設の監視に関する設計方針を追加【比較表p26-別添1-18, 19】	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-1	1-2) d.に、電源設備の設計方針に関する記載箇所に対し、給電できる電気設備は網羅的に記載することを追記した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-4	・B-アニュラス排気ダンパについても、先行PWRと同様に、ユニハンドラではなくポンベにより開操作するよう設計方針を変更したため、相違理由を修正した。 また、窒素ガスポンベ名称も以下のとおり変更した。 (旧) アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベ (新) アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベ	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	とりまとめた資料-5	・各設備に給電可能な代替電源設備の相違について表を追加した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-9, 10	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 (新) 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-14, 15	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 (新) 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-10	・アニュラス空気浄化ファンの電源構成及び、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパの電源、代替空気の供給について、記載を適正化した。 ・B-アニュラス排気ダンパについても、先行PWRと同様に、ユニハンドラではなくポンベにより開操作するよう設計方針を変更した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-16	・アニュラス空気浄化ファンの電源構成及び、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパの電源、代替空気の供給について、記載を適正化した。 ・B-アニュラス排気ダンパについても、先行PWRと同様に、ユニハンドラではなくポンベにより開操作するよう設計方針を変更した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-11	以下のとおり記載を適正化した。 (旧)常設代替交流電源設については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 (新)常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-17	以下のとおり記載を適正化した。 (旧)常設代替交流電源設については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 (新)常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-13	以下のとおり記載を適正化した。 (旧)中央制御室空調装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (新)中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (旧)常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 (新)常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-18	泊欄の酸素濃度・二酸化炭素濃度計の再掲を取り止め、女川、大飯の二酸化炭素濃度計との相違理由として、設備名称の相違である旨を追記した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-21	以下のとおり記載を適正化した。 (旧)中央制御室空調装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (新)中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (旧)常設代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 (新)常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-15	設置許可基準規則の条文の読点を適正化した。 「,」→「、」	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-24	地滑り、急傾斜地の崩壊の発生範囲は構内監視カメラの監視範囲外であるが、当該範囲に設置されているモニタリングポストは、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視することとし、モニタリングポストが機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから、監視カメラで把握する自然現象等から【地滑り】を削除した。 a. 監視カメラ (旧) 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。 (新) 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-30	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) (5) 中央制御室の居住性維持 中央制御室空調装置は、～中略～できる設計とする。 また、必要に応じて～中略～できる設計とする。 中央制御室外での火災等により～中略～できる設計とする。 (新) (5) 中央制御室の居住性維持 中央制御室空調装置は、～中略～できる設計とする。 また、必要に応じて～中略～できる設計とする。 中央制御室外の火災等により～中略～できる設計とする。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-35	地滑り、急傾斜地の崩壊の発生範囲は構内監視カメラの監視範囲外であるが、当該範囲に設置されているモニタリングポストは、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視することとし、モニタリングポストが機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから、監視カメラで把握する自然現象等から【地滑り】を削除した。 (2) 外の状況を把握するための設備の設置 a. 監視カメラの設置 (旧) 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。 (新) 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-24	青字の記載を以下のとおり適正化した。 (旧) バックフィットの有毒ガスの範囲 (新) 【バックフィットの有毒ガスの範囲】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 9. 0）	26-39	（有毒ガス）の構文内の読点を1箇所適正化した。 「、」→「,」	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 9. 0）	26-40	<p>地滑り、急傾斜地の崩壊の発生範囲は構内監視カメラの監視範囲外であるが、当該範囲に設置されているモニタリングポストは、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視することとし、モニタリングポストが機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから、監視カメラで把握する自然現象等から【地滑り】を削除した。</p> <p>a. 監視カメラ （旧） 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。 （新） 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。</p> <p>上記削除に伴い、相違理由を修正した。 （削除） 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様） （追記） 【大飯】設計方針の相違 ・泊発電所周辺において地滑り、土石流、急傾斜地の崩壊の発生箇所が存在するが、当該箇所の状況を把握するための構内監視カメラは設けない方針であるため、“地滑り”は記載していない。（監視カメラ以外に地滑りを把握する手段として公的機関の情報をを用いることは大飯と同様）</p>	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 9. 0）	26-45	参照先の説明資料名を区切る読点を適正化した。 「、」→「,」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-66	<p>地滑り、急傾斜地の崩壊の発生範囲は構内監視カメラの監視範囲外であるが、当該範囲に設置されているモニタリングポストは、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視することとし、モニタリングポストが機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから、監視カメラで把握する自然現象等から【地滑り】を削除した。</p> <p>(2) 外の状況を把握するための設備の設置 a. 監視カメラの設置 (旧) 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。 (新) 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、～中略～監視カメラを設置する。</p> <p>上記削除に伴い、相違理由から以下を削除した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様）</p>	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-4	<p>記載の適正化 (旧) <u>チョコレートエアフィルタ</u> (新) <u>よう素フィルタ</u></p>	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-別添1-2	<p>目次の項目を以下のとおり適正化した。 (旧) 2.2.1 酸素濃度計・二酸化炭素濃度計の設備概要 (新) 2.2.1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の設備概要</p>	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-別添1-7	<p>記載の適正化 (旧) <u>チョコレートエアフィルタ</u> (新) <u>よう素フィルタ</u></p>	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-6	<p>記載の適正化 (旧) 重大事故発生時において運転員がとどまるために必要な設備（中央制御室空調装置、アニュラス空気浄化設備及び可搬型照明（SA）等）は、<u>常設</u>代替交流電源設備から給電可能な設計とする。 (新) 重大事故発生時において運転員がとどまるために必要な設備（中央制御室空調装置、アニュラス空気浄化設備及び可搬型照明（SA）等）は、<u>代替</u>交流電源設備から給電可能な設計とする。</p>	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-8	<p>表1.1-4を女川と同様の形式に変更</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-9	記載の適正化 (旧) 重大事故発生時において運転員がとどまるために必要な設備(中央制御室空調装置, アンユラス空気浄化設備及び可搬型照明(SA)等)は, 常設代替交流電源設備から給電可能な設計とする。 (新) 重大事故発生時において運転員がとどまるために必要な設備(中央制御室空調装置, アンユラス空気浄化設備及び可搬型照明(SA)等)は, 代替交流電源設備から給電可能な設計とする。 相違理由の以下の記載を削除 「・BWRは選定したシナリオに対して対応手段が複数あるため, 記載を行っている。」	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-9	相違理由の以下の記載を削除 「・BWRは選定したシナリオに対して対応手段が複数あるため, 記載を行っている。」	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-9	(2) 重大事故時の想定シナリオ の法令名の読点を1箇所適正化した。 「, 」→「、」	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-9	(2) 重大事故時の想定シナリオ のシーケンス説明文の読点を3箇所適正化した。 「, 」→「、」 (旧) 前略～「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)」として、～後略 (新) 前略～「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)」として、～後略	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-10	地滑り, 急傾斜地の崩壊の発生範囲は構内監視カメラの監視範囲外であるが, 当該範囲に設置されているモニタリングポストは, 地滑り, 急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視することとし, モニタリングポストが機能喪失した場合は, それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し, 代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから, 監視カメラで把握する自然現象等から【地滑り】を削除した。 (1) 監視カメラ (旧) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 降水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, ～中略～昼夜にわたり監視できる設計とする。 (新) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, ～中略～昼夜にわたり監視できる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-11	表1.1-4を女川と同様の形式に変更	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-12	(2) 重大事故時の想定シナリオのシーケンス説明文の読点を2箇所適正化した。 「,」→「、」 また、同文書内の脱字箇所を以下のとおり適正化した。 (旧) 前略～「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)」として、～後略 (新) 前略～「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)」として、～後略	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-13	地滑り、急傾斜地の崩壊の発生範囲は構内監視カメラの監視範囲外であるが、当該範囲に設置されているモニタリングポストは、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視することとし、モニタリングポストが機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから、監視カメラで把握する自然現象等から【地滑り】を削除した。 (1) 監視カメラ (旧) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、～中略～昼夜にわたり監視できる設計とする。 (新) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、～中略～昼夜にわたり監視できる設計とする。 上記削除に伴い、相違理由から以下を削除した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-19	「図2.1-6 3号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲」追加に伴い，下記図番を変更した。 （旧） 中央制御室において，監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-6に示す。 （新） 中央制御室において，監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-7に示す。 （旧） 図2.1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ （新） 図2.1-7 中央制御室からの外部の状況把握イメージ	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-別添1-19	「図2.1-6 3号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲」追加に伴い，下記図番を変更した。 （旧） 中央制御室において，監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-6に示す。 （新） 中央制御室において，監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-7に示す。 （旧） 図2.1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ （新） 図2.1-7 中央制御室からの外部の状況把握イメージ	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-20	地滑り，急傾斜地の崩壊の発生範囲においては，公的機関等からの情報と影響を受けた設備からの異常警報にて監視を行うため， 「表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等」から【地滑り】を削除した。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-別添1-20	地滑り，急傾斜地の崩壊の発生範囲においては，公的機関等からの情報と影響を受けた設備からの異常警報にて監視を行うため， 「表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等」から【地滑り】を削除した。 上記削除に伴い，相違理由から以下を削除した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯，女川と同様）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-22	以下の記載を適正化した。 表2.1-4 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ 取水ピット水位の測定レンジの考え方 （旧） 水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m（取水ピット底部）～T.P.+1.5mを測定範囲とした設計としている。 （新） 水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m（取水ピット底部）～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。 潮位の測定レンジの考え方 （旧） 水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P+52.5mを測定範囲とした設計としている。 （新） 水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.52.5mを測定範囲とした設計としている。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）	26-別添1-22	以下の記載を適正化した。 表2.1-4 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ 取水ピット水位の測定レンジの考え方 （旧） 水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m（取水ピット底部）～T.P.+1.5mを測定範囲とした設計としている。 （新） 水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m（取水ピット底部）～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。 潮位の測定レンジの考え方 （旧） 水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P+52.5mを測定範囲とした設計としている。 （新） 水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.52.5mを測定範囲とした設計としている。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）	26条-別添1-29, 32, 36, 42, 81	中央制御室及び運転員控室等が中央制御室バウンダリであり、中央制御室空調の出入りがあることを示すため、当該居室の境界線を一部削除した。 図2.4-1, 図2.4-3, 図2.4-7, 図2.5-1, 「3.6 酸素濃度, 二酸化炭素濃度を踏まえた対応について 添付1」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-31, 34, 38, 62, 132	中央制御室及び運転員控室等が中央制御室バウンダリであり、中央制御室空調の出入りがあることを示すため、当該居室の境界線を一部削除した。 図2.4-1, 図2.4-3, 図2.4-7, 図2.5-1, 「3.6 酸素濃度, 二酸化炭素濃度を踏まえた対応について 添付1」	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-39	以下の記載を適正化 (旧) B-アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、B-アニュラス全量排気弁は、アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備によりアニュラス全量排気弁駆動用空気配管の電磁弁を開弁することで開操作できる設計とする。 (新) アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。 (旧) アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベ	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-41	以下の記載を適正化 (旧) B-アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、B-アニュラス全量排気弁は、アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備によりアニュラス全量排気弁駆動用空気配管の電磁弁を開弁することで開操作できる設計とする。 (新) アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。 ・相違理由欄を適正化 (旧) アニュラス浄化設備 (新) アニュラス空気浄化設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-42	以下の記載を適正化 (旧) アニュラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスポンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベ	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-40	B-アニュラス排気ダンバについても、先行PWRと同様に、ユニハンドラではなくポンベにより開操作するよう設計方針を変更したことを図2.4-10に反映した。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-43	B-アニュラス排気ダンバについても、先行PWRと同様に、ユニハンドラではなくポンベにより開操作するよう設計方針を変更したことを図2.4-10に反映した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-41	以下の記載を適正化 (旧) …図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電が可能… (新) …図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電が可能…	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-60	以下の記載を適正化 (旧) …図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの給電が可能… (新) …図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電が可能…	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-44	図2.5-3について、設置許可本文や添付書類に記載している給電元との関係が分かるよう見直した。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-64	図2.5-3について、設置許可本文や添付書類に記載している給電元との関係が分かるよう見直した。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-46	審査会合コメント反映 表1 中央制御室に配備する可搬型照明の概要について、注釈を追記し重大事故等対処設備及び資機材を明確化した。(下線部参照) (新)※:表中の可搬型照明(SA)は重大事故等対処設備として位置付け、そのほかの可搬型照明は資機材として備える。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-66	審査会合コメント反映 表1 中央制御室に配備する可搬型照明の概要について、注釈を追記し重大事故等対処設備及び資機材を明確化した。(下線部参照) (新)※:表中の可搬型照明(SA)は重大事故等対処設備として位置付け、そのほかの可搬型照明は資機材として備える。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-63~65	項目記号を以下のとおり適正化した。 (旧) (a) → (a), (b) → (b), (a) → (a)	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-68~69	3/15のヒアリングで回答資料で説明した指摘事項No.230221-43を「d.チェンジングエリアの設営と中央制御室空調装置の閉回路循環運転の開始タイミングの関係について」として追加した。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-95~96	3/15のヒアリングで回答資料で説明した指摘事項No.230221-43を「d.チェンジングエリアの設営と中央制御室空調装置の閉回路循環運転の開始タイミングの関係について」として追加した。	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-70	項目追加に伴い以下のとおり項目番号を変更した。 (旧) d.チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について (新) e.チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-97	項目追加に伴い以下のとおり項目番号を変更した。 (旧) d. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について (新) e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-78	表3.4-1については追而であることを明示できていなかったが、SA被ばく評価を記載したものであるため、追而の反映として表を差し替えた。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-87	便覧名のスペースを削除した。 (旧) 「空気調和・衛生工学便覧_空調設備篇」 (新) 「空気調和・衛生工学便覧空調設備篇」	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-91	表3.6-11 について 表中の数字が一部消えていたため、適正化した。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添1-93	(2) チェンジングエリア用の可搬型照明の扱い の59条解釈文の読点を適正化した。 「,」→「、」	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添1-107	表3.4-1については追而であることを明示できていなかったが、SA被ばく評価を記載したものであるため、追而の反映として表を差し替えた。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添2-iii	SA被ばく評価の追而反映として、目次を修正した。	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添2-1-1	以下の記載を適正化した。 (旧) 最近10年間の気象状態 (新) 1998年1月～2007年12月の気象状態	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添2-1-5	第1.2図において、中央制御室の表現を修正した。	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添2-添1-2-2	・以下の気象検定に係る記載を適正化した。 (旧) …当該1年間の気象データが <u>長期間の気象状態を代表しているかどうか</u> の検討… (新) …当該1年間の気象データが <u>異常か否か</u> の検討… (旧) …棄却数が少なく検定年が <u>長期間の気象状態を代表している</u> と判断した。 (新) …棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常では <u>なかった</u> と判断した。 ・「、」を「,」に修正した。	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.9.0)	26条-別添2-添1-2-9	以下の気象検定に係る記載を適正化した。 (旧) …至近の気象データを用いた検定についても <u>行った</u> 。 (新) …至近の気象データを用いた検定についても <u>参考として</u> 行った。 (旧) …標高20mの観測データについては0項目であったことから、 <u>棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表している</u> と判断した。 (新) …標高20mの観測データについては0項目であった。	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添2-3	SA被ばく評価の追而反映として、目次を修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添2-4	以下の記載を適正化した。 (旧) 最近10年間の気象状態 (新) 1998年1月～2007年12月の気象状態	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添2-8	第1.2図において、中央制御室の表現を修正した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添2-43, 44	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の気象検定に係る記載を適正化した。 (旧) …当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討… (新) …当該1年間の気象データが異常か否かの検討… (旧) …棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 (新) …棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。 ・「、」を「,」に修正した。 	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.9.0)	26-別添2-52	<p>以下の気象検定に係る記載を適正化した。</p> <p>(旧) …至近の気象データを用いた検定についても行った。</p> <p>(新) …至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。</p> <p>(旧) …標高20mの観測データについては0項目であったことから、棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。</p> <p>(新) …標高20mの観測データについては0項目であった。</p>	